

調達要求書(工事等役務□・物品□・売払■)

会計年度 2026

契約管理番号	変更管理番号	要求年月日	要求部隊名
D26-D26-2000487944-00		2026/08/10	沖縄基地隊本部補給科

組織	項(部)	目(款)	目細(項)	経費項目(目)	予算額	
防衛本省	物品売払収入	不用物品売払代	不用物品売払代	売払		

件名	単位	数量	履行期限		担当者	内線
売払／沖縄基地隊	式	1	自	契約締結後		
			至	2026/12/18		

※()は売払時

公募等		監督等依頼	契約希望時期	L/T	備考
区分	記事(公募番号等)	有 □			

内訳書

1/1

[illegible]

物品売払要求番号：D26-D26-2000487944-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	EKIMU	仕様書番号	SKP-9-00054
名 称	売払／沖縄基地隊	防衛大臣承認年月日	—
		作 成 年 月 日	令和8年8月10日
		改 正 年 月 日	—
		沖縄基地隊本部補給科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊で発生した売払い／沖縄基地隊の売払いについて規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

海上自衛隊補給実施要領について（補本企情89号。8.5.11）別冊

海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8.3.27）

b) 関連文書

法令等

海上自衛隊契約規則（昭和27年海上自衛隊達第4号）

2 売払いに関する要求

2.1 対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は、調達要領指定書によるものとし、現状での引渡しとする。

なお、対象品目の素材区分については、海上自衛隊補給実施要領について（補本企情89号。8.5.11）別冊による。

2.2 引渡場所

引渡場所は、調達要領指定書による。

2.3 引渡要領

引渡要領は、調達要領指定書による。

2.4 引渡時期

引渡時期は、調達要領指定書による。

2.5 期間及び時間

契約締結日から終了するまでの間、官側の定める期間とし、時間については、休養日等を除く平日0800～1645を標準とする。

なお、労働安全衛生法に基づく、熱中症対策のための作業時間短縮については、契約相手方と官側との調整による。

3 監督及び検査

3.1 監督

海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、引渡場所において、提出書類の確認、その他いずれかの方法により必要な監督を行う。

3.2 検査

海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、提出書類の確認により審査を行う。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	提出時期	提出先	部数	備考
1	納入告知書又は領収書の写し	引き取り時	監督官	2	様式適宜
2	終了届	役務終了後、速やかに	検査官	3	様式第29 ^{a)}
注 ^{a)} 海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8. 3. 27）					

4.2 保全等

- 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置すること。
- 契約の相手方は、作業中及び運搬中の安全管理にそれぞれの関連する法規及び規則に従い、必要な措置を行う。
- 本件に関連して業務上知り得た秘密を、第三者に漏洩してはならない。
- 本作業実施中に官側施設及び器具等に損害を与えた場合は、契約の相手方が無償で原状に復元する。
- 作業員が作業実施のため基地内に立ち入る際は、入門許可証により許可を受ける。また、監督官から立ち入りの指示を受けた場所以外へは、許可なく立ち入ってはならない。

4.3 疑義事項

この仕様書において、疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。

調 達 要 領 指 定 書	物 品 番 号	—
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年8月10日
	作 成 部 課	沖縄基地隊本部補給科
	作 成 年 月 日	令和8年8月10日
件 名	売払い／沖縄基地隊	
仕 様 書 番 号	SKP-9-00054	

指定事項：本調達に限り、次による。

2.1 対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は、表1のとおり。

表1－対象品目及び数量等

番号	品 目	数 量	単位
1	鉄くず	10,855	KG
2	バッテリー、電池-処分用	68	KG

2.2 引渡場所

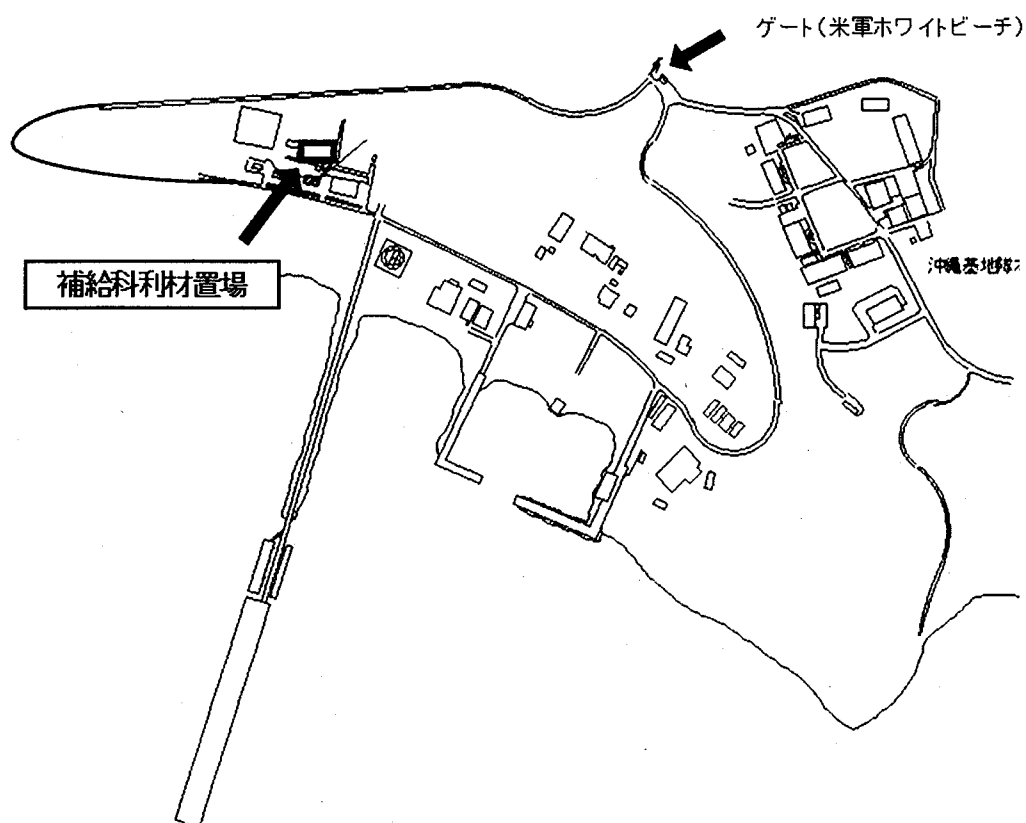
沖縄基地隊本部補給科利材置場 (付図1)

2.3 引渡要領

対象品目を引渡場所において、監督官立会いの上、契約の相手方へ引き渡す。

2.4 引渡時期

引渡時期は、契約の相手方が契約金額を納付後、速やかに行う。



付図1－引渡場所